

条 例 見 直 し 調 査

		作成年度	平成21年度
条 例 名	神奈川県土地利用調整条例		
条 例 番 号	平成8年神奈川県条例第10号	法 規 集	第12編第1章
所 管 部 局 室 課	政策部土地水資源対策課		
条 例 の 概 要	限られた資源である県土を適正に保全し、計画的な利用を確保することにより、県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資するため、開発行為等の計画に対する総合的な調整を行うための協議の手續など、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	市街化調整区域等における大規模な開発行為について、土地利用に関する総合的な調整を行うことにより、県土地利用方針等に則した計画的な県土の利用を図り、県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資するため協議の手續等を定めたものであり、現在でも必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	個別法令の許認可申請に先立ち、条例に基づく協議が行われるため、個別の開発行為に対して、予め県土地利用方針等を踏まえた指導・調整が講じられることにより、保全すべき緑地等における開発が抑制され、県土の計画的な利用の実現に有効に機能している。	年度別 計画審議及び相談件数 H16 審議：7件 相談：181件 H17 審議：10件 相談：166件 H18 審議：9件 相談：198件 H19 審議：10件 相談：243件 H20 審議：16件 相談：203件
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例は、開発計画に対する総合的な調整を行うための手續を定めたものであり、条例の目的を達成するために必要最低限、かつ適切な規制となっていることから効率的といえる。	審査結果通知書交付までの平均処理日数は41日。
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	県土の計画的な利用を図り、もって県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資することを目的に、開発行為等の協議手續を定め、総合的な調整を行っており、“次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり”を政策の基本方向に掲げた「神奈川力構想・基本構想」の考え方に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	土地基本法の理念を踏まえ、県土地利用方針等に則した計画的な県土利用を図るために必要な調整手續を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する	理 由 現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成26年度	見直し規定の有無	(有) 無